

北海道開発局事業審議委員会（令和5年度第1回） 報告案件一覧【再評価】《河川改修事業》

事業名	再評価理由	上段：前回再評価 下段：今回再評価	事業の概要	事業期間		全体事業費 (億円)	進捗率 ※1	事業の効果等	費用便益比 全体 B/C	総費用	総便益	地方公共団体等の意見	対応方針 (案)	対応方針(案)決定の理由	備考
				事業化 年度	完了予定 年度										
報～1 十勝川直轄河川改修事業	河川整備計画 変更	前回 (R3)	平成22年9月に十勝川水系河川整備計画を策定し、戦後最大規模の洪水を安全に流すことを目標に、堤防、河道掘削、堤防の保護対策等の整備を進めている。	H22	R20	1,690	47%	整備計画における整備メニューの実施により、戦後最大規模の洪水を安全に流すことができる。	4.7	1,814	8,460	<p>十勝川水系河川整備計画【大臣管理区間】変更(案)については、異議はありません。</p> <p>なお、本河川整備計画に基づく事業の実施等に当たっては、次の事項に留意して下さい。</p> <p>1 年度ごとの予算の設定に当たっては、道と十分に協議を行うとともに、事業の実施に当たっては、より一層のコスト削減に努めること。</p> <p>2 「流域治水」の取組を推進し、道及び関係市町村等と調整を図りながら、早期の治水安全度向上に努めること。</p> <p>3 河川環境の保全に十分配慮し、河川整備計画で示されている環境保全措置等を着実に実施すること。</p> <p>4 海域への流木流出による漁業操業への影響や海岸の良好な景観の保全に配慮するとともに、流域全体で流木発生量をできるだけ減少させること。</p>	継続	事業の必要性・重要性に変化はなく、費用対効果等の投資効果も確保されているため。	
		今回 (R4)	気候変動後(2℃上昇時)の状況においても平成22年9月に策定した河川整備計画で目標とした治水安全度を概ね確保できるよう、十勝川流域に被害をもたらした既往最大洪水である平成28年8月規模の洪水においても被害を防止することを目標に、河道掘削・堤防整備・河岸保護工の整備、既存ダムの有効活用を行うことを予定している。	R5	R34	3,119	0%	整備計画における整備メニューの実施により、気候変動後(2℃上昇時)の状況においても平成22年9月(平成25年6月変更)に策定した河川整備計画で目標とした治水安全度を概ね確保でき、戦後最大規模である平成28年8月規模の洪水においても浸水被害を防止することができる見込みである。	9.2	1,842	16,882				
報～2 後志利別川直轄河川改修事業	河川整備計画 変更	前回 (R3)	平成19年6月に後志利別川水系河川整備計画を策定し、戦後最大規模である洪水を安全に流すことを目標に、河道掘削等の整備を進めている。	H19	R8	117	78%	整備計画における整備メニューの実施により、戦後最大規模の洪水を安全に流すことができる。	4.0	157	627	<p>後志利別川水系河川整備計画【大臣管理区間】変更(案)については、異議はありません。</p> <p>なお、本河川整備計画に基づく事業の実施等に当たっては、次の事項に留意して下さい。</p> <p>1 年度ごとの予算の設定に当たっては、道と十分に協議を行うとともに、事業の実施に当たっては、より一層のコスト削減に努めること。</p> <p>2 「流域治水」の取組を推進し、道及び関係市町村等と調整を図りながら、早期の治水安全度向上に努めること。</p> <p>3 河川環境の保全に十分配慮し、河川整備計画で示されている環境保全措置等を着実に実施すること。</p>	継続	事業の必要性・重要性に変化はなく、費用対効果等の投資効果も確保されているため。	
		今回 (R4)	気候変動後(2℃上昇時)の状況においても平成19年6月に策定した後志利別川水系河川整備計画の目標と同程度の治水安全度を概ね確保できる流量を安全に流下させることを目標に、河道掘削を中心とした整備を行うことを予定している。	R5	R34	161	0%	整備計画における整備メニューの実施により、気候変動後(2℃上昇時)の状況においても現行河川整備計画(平成19年6月策定)と同程度の治水安全度を確保でき、洪水による浸水被害を防止することができる見込みである。	2.3	101	231				
報～3 釧路川直轄河川改修事業	河川整備計画 変更	前回 (R1)	平成28年8月出水等の被災事例を踏まえ、現行の堤防・河道の掘削等の整備に加え、堤防強化対策を進めます。	H20	R9	183	77%	整備計画における整備メニューの実施により、戦後最大規模の洪水を安全に流すことができる。	1.6	250	406	<p>釧路川水系河川整備計画【大臣管理区間】変更(案)については、異議はありません。</p> <p>なお、本河川整備計画に基づく事業の実施等に当たっては、次の事項に留意して下さい。</p> <p>1 年度ごとの予算の設定に当たっては、道と十分に協議を行うとともに、事業の実施に当たっては、より一層のコスト削減に努めること。</p> <p>2 「流域治水」の取組を推進し、道及び関係市町村等と調整を図りながら、早期の治水安全度向上に努めること。</p> <p>3 河川環境の保全に十分配慮し、河川整備計画で示されている環境保全措置等を着実に実施すること。</p>	継続	事業の必要性・重要性に変化はなく、費用対効果等の投資効果も確保されているため。	
		今回 (R4)	気候変動後(2℃上昇時)の状況においても平成20年3月に策定した釧路川水系河川整備計画の目標と同程度の治水安全度を概ね確保できる流量を安全に流下させることを目標に、河道掘削を中心とした整備を行うことを予定している。	R5	R34	347	0%	整備計画における整備メニューの実施により、気候変動後(2℃上昇時)の状況においても平成20年3月に策定した河川整備計画での目標と同程度の治水安全度を概ね確保でき、洪水による浸水被害を防止することができる見込みである。	3.7	212	789				

※1 進捗率は、それぞれの全体事業費に対する進捗率を示す

- ◆重点審議案件の選定要件
- (a) 事業計画が顕著に変更された事業
 - (b) 推定便益が顕著に減少する事業
 - (c) 推定事業費が顕著に増加する事業
 - (d) 事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
 - (e) その他の要因

重点審議案件